

東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会
第5回会合

清水委員提出資料

津波被害軽減のための土地利用の在り方について(第5回専門調査会)

焼津市長 清水 泰

国・県・市町村が一体となって、効果的な各種対策を計画的に推進していくため、ハード・ソフト対策と補助制度の拡充を是非ともお願いするものです。

○津波被害軽減のための土地利用のあり方

① 新たな土地利用を制限する

【沿岸部において、津波に耐える建物以外の建築物を規制】

・ 建築物の規制

・ 鉄筋コンクリート造の建築物に対し助成

生活する人の生命を守り、また津波エネルギーの低減を図るため、新たに土地利用が図られる場合、沿岸部の建物は鉄筋コンクリート造3階建以上となるよう建築物を規制するとともに助成制度を講じる。

② 安全な場所で土地利用を図る

【新たに宅地を開発し移転等を誘導】

・ 市街化調整区域、農業振興地域の規制緩和

地形的に高台のない地域については、津波の影響を受けない場所を土地利用規制の緩和により宅地開発を行い、移転希望者の移転先用地とするとともに、福祉住宅他、仮設住宅、救援物資の集配拠点などの建設用地とする。

③ 津波に強い建物にする

【建物の安全な高さを確保する】

- ・用途地域による高さ規制の緩和

海岸に近い住宅地などの用途(例えば第1種低層住宅地など)において、防災施設(避難ビル等)や防災施設を併用した建物などを設置する場合、あるいは津波を意識した個人住宅の建て替えなどの際には、高さ制限値などを超えた建築(3階建て以上の建物)が可能となるように、建築高さ制限等(10m)の緩和や用途地域の見直しを進める。

【鉄筋コンクリート造の建物に建て替える】

- ・再開発の要件緩和、建替え支援

再開発の要件緩和により鉄筋コンクリート造3階建以上の共同住宅への建て替えを誘導する。個人住宅においては、1次避難ビルとなる場合、外付け階段設置等に助成する。

④ 避難路・避難場所を確保する

【避難ビル、避難タワー、高台(築山)の確保】

- ・避難ビル、避難タワー、高台の整備、民間施設の利用

新たに避難ビル、避難タワー、高台(築山)の整備を図るとともに、既存の民間施設を活用するため、外付け階段を設置するなどにより、避難ビルの確保を図り、また既存施設の手摺や照明など施設の拡充整備を図る。

【避難路の確保】

- ・危険な老朽住宅やブロック塀の撤去、狭隘道路の解消

避難路を確保するため、倒壊の恐れのある老朽住宅やブロック塀撤去を進めるとともに、狭隘道路の解消を図る。

○津波防御のための施設整備

① 港の津波対策

【港口への航路水門や岸壁への胸壁設置及び港の一部が埋め立て可能な場合には埋め立て後避難場所としての高台や避難ビル等を整備】

② 河川への津波対策

【河口部への耐震水門の新たな設置や補強及び堤防護岸の補強】

③ 海岸堤防の津波対策(道路と一体となった整備)

【河口部への耐震水門の新たな設置や補強及び堤防護岸の補強】